

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第4回）
令和4年11月18日 【資料3】

介護保険システム等標準化検討会 第4回合同W T

自治体構成員アンケートの
ご意見に対する事務局見解

令和4年11月18日
事務局提出資料

1. 自治体構成員アンケートのご意見に対する事務局見解①

No	ご意見概要	事務局見解
1	10総合事業_機能・帳票要件_10.5.1では、「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること」とある。こちらはフロー図(10総合事業 02事業対象者)と違い、地域包括支援センターからの連携の記載はない。 一方で、現行運用では 地域包括支援センターで入力された「介護予防ケアマネジメント届出」のデータを、介護保険システムに連携している事例もある。 「基本チェックリスト情報(事業対象者情報)」は地域包括支援センターと連携可、「介護予防ケアマネジメント依頼届出」は連携不可、と現状の標準仕様書からは読み取れるため、現在双方とも地域包括支援センターで処理している内容を切り分けることになり、運用の見直し対象になるのではないかという懸念の声もでている。 こうした運用は、近隣自治体内でも半数ほどが独自システムで同様に処理しているという調査回答も以前あったので、地域包括支援センターとの連携が可能な旨標準仕様書に明記するなど、現在の運用に支障がないよう、今後とも配慮をお願いしたい。	機能・帳票要件(10.総合事業)の中項目「10.5 介護予防ケアマネジメント届出」における連携機能の追加要望と理解しました。 ご意見の内容を踏まえ、地域包括支援センターにて管理する介護予防ケアマネジメント届出情報を保険者にて取り込む連携機能(Input)を標準オプション機能として追加いたします。 また、連携要件(機能別連携仕様)への追加も必要となりますので、デジタル庁に申し入れます。
2	・Fit&Gapの実施や各業務についての対応検討等をこれから行うことになるが、<u>運用を変更せざるを得ない業務が多く、移行にあたっての作業にかなりの時間と労力を要する</u>と思われ、<u>令和7年度中に移行できるか懸念される</u>。	20業務の全てに対する統一的な見解が必要になると考えられ、総務省又はデジタル庁でなければ回答が難しいのではないかと考えられます。<u>総務省が開設している標準化PMOやデジタル庁が開設しているデジタル改革共創プラットフォームへ申し入れていただきますよう、お願いいたします。</u>

1. 自治体構成員アンケートのご意見に対する事務局見解②

No	ご意見概要	事務局見解
3	・標準化に向けた手順書があるが、国やベンダーから出される情報が少ない状態だとなかなか動きづらいところがある。<u>もう少し頻繁に情報の開示があると具体的に何をすべきかイメージしやすい</u>と思われる。	国からの情報提供としてこういった情報を必要とされているかによりますが、<u>総務省が開設している標準化PMOやデジタル庁が開設しているデジタル改革共創プラットフォームへ申し入れ</u>いただきますよう、お願いいたします。 ベンダからの情報提供につきましては、現行ベンダ等にお問合せいただきますよう、お願いいたします。
4	本市では標準化範囲外の事務として介護給付による独自補助金を交付している。一つのシステムで管理したいため、<u>標準準拠システムにおいて標準化範囲外のカスタマイズができるようにしてほしい。</u>	標準準拠システムにおける標準化範囲外のカスタマイズ実施につきましては、標準化法第8条に係る内容になり、又、20業務の全てに対する統一的な見解が必要になると考えられ、<u>デジタル庁が開設しているデジタル改革共創プラットフォームへ申し入れ</u>いただきますよう、お願いいたします。
5	【懸念・課題事項】 <u>文字基盤やデータ連携の仕様が確定していない</u>(R4年度内改定予定との情報)ことから、住基等先行標準準拠システム開発に対する手戻りが予想される。 <u>住基等と連携する側の介護保険システムとしては、多大な影響がある</u>ことが想定される。	文字基盤やデータ連携につきましては、現在、デジタル庁が実施する、<u>地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会、及びワーキングチーム(WT)にて検討される内容</u>と承知しております。 検討会・WTの会議資料はデジタル庁ホームページに掲載されておりますので、ご確認いただければと考えております。